

京 都 大 学 受 託 研 究 取 扱 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学受託研究取扱規程</b> (平成16年達示第97号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、受託研究の受入れを決定したときは、総長及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の受託研究に係る事務を処理する共通事務部（複合原子力科学研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、<u>産官学連携本部</u>、<u>オープンイノベーション機構</u>及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部）の長（以下「事務部の長」という。）に報告するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、受託研究の受入れを決定したときは、総長及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の受託研究に係る事務を処理する共通事務部（複合原子力科学研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、<u>成長戦略本部</u>及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部）の長（以下「事務部の長」という。）に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和6年達示第32号）</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学民間等共同研究取扱規程</b> (平成16年達示第98号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、総長及び民間機関等に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の共同研究に係る事務を処理する共通事務部（複合原子力科学研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、<u>産官学連携本部</u>、<u>オープンイノベーション機構</u>及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の</p>	<p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、総長及び民間機関等に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の共同研究に係る事務を処理する共通事務部（複合原子力科学研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、<u>成長戦略本部</u>及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部）の長（以下「事務部の長」と</p>

改正前	改正後
<p>部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。</p> <p>(後略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学臨床研究等取扱規程</b> (平成30年達示第36号)</p> <p>(前略)</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第11条 部局の長は、臨床研究等の実施に係る研究資金等の受入れを決定したときは、総長及び資金提供者に当該臨床研究等に係る研究実施責任者、研究資金等、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の臨床研究等に係る事務を処理する共通事務部(複合原子力科学研究所にあつては複合原子力科学研究所事務部、医学部附属病院にあつては臨床研究等の内容に応じて医学・病院構内共通事務部又は医学部附属病院事務部、環境安全保健機構にあつては施設部、<u>オープンイノベーション機構</u>にあつては<u>研究推進部</u>)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。</p> <p>(後略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学学術指導取扱規程</b> (平成26年達示第34号)</p> <p>(前略)</p> <p>(実施決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、学術指導の実施を決定した</p>	<p>いう。)に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則(令和6年達示第32号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第11条 部局の長は、臨床研究等の実施に係る研究資金等の受入れを決定したときは、総長及び資金提供者に当該臨床研究等に係る研究実施責任者、研究資金等、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の臨床研究等に係る事務を処理する共通事務部(複合原子力科学研究所にあつては複合原子力科学研究所事務部、医学部附属病院にあつては臨床研究等の内容に応じて医学・病院構内共通事務部又は医学部附属病院事務部、環境安全保健機構にあつては施設部、<u>成長戦略本部</u>にあつては<u>渉外・産官学連携部</u>)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則(令和6年達示第32号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(実施決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、学術指導の実施を決定した</p>

改正前	改正後
<p>ときは、総長及び依頼者に指導担当者、指導料、指導期間等の事項を通知し、及び当該部局の学術指導に係る事務を処理する共通事務部（複合原子力科学研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、<u>産官学連携本部、オープンイノベーション機構</u>及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部）の長（以下「事務部の長」という。）に報告するものとする。</p> <p>（後 略）</p>	<p>ときは、総長及び依頼者に指導担当者、指導料、指導期間等の事項を通知し、及び当該部局の学術指導に係る事務を処理する共通事務部（複合原子力科学研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、<u>成長戦略本部及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センター</u>にあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部）の長（以下「事務部の長」という。）に報告するものとする。</p> <p>附 則（令和6年達示第32号） この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>